

## 会員(社員)の会費に関する規則

(目的)

第1条 本規則は一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会(以下「本協会」という)定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員と賛助会員は次の会費(年額)を納入しなければならない。

(1) 正会員 5,000円

(2) 賛助会員 5,000円(1口) 1口以上の申し込み

2 県内各チームは登録を行った際に、代表者1名を正会員として登録できる。会費はチーム登録料30,000円に含まれる。

(会費の納期)

第3条 正会員と賛助会員は毎事業年度5月31日までに、会費年額の全額を納入しなければならない。ただし、2口以上の会費を納入する賛助会員(団体を含む)にあたっては納期の変更または分割納入を申し出ることができる。

(中途入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の中途に入会した正会員と賛助会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。

2 前項の会費の納入は、入会申込書提出日から60日以内とする。

(改廃)

第5条 本規則の改廃は理事会の決議を経て社員総会の承認を得て行う。

附則

平成30年度において役員協賛金の支払い(1口5000円以上)があった者は平成30年度の年会費を免除する。

本規則は平成30年9月9日より施行する。